

盛岡広域振興局長告示第51号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和6年8月30日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

- 1 路線名 盛岡横手線
- 2 供用開始の区間 岩手郡雫石町塩ヶ森13番3地先から黒沢川52番5地先まで
- 3 供用開始の期日 令和6年8月30日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
  - (2) 期間 令和6年8月30日から同年9月30日まで